

市民後見人の活動に対する支援体制について（案）

1 損害賠償・傷害保険への加入について

- （株）コンパス保険の法人後見事業総合補償制度・市民後見人総合保障制度への加入を検討中。

〈補償内容〉

- (1) 市民後見人養成事業に関わる市社協職員・後見支援員の損害賠償保険・傷害保険
- (2) 市民後見人の損害賠償保険・傷害保険
- ※ （社福）広島市社会福祉協議会が一括加入し、保険料は広島市が負担する。

2 活動支援について

(1) マニュアルの作成

市社協は、市民後見人が活動をスムーズに行うことができるよう、市社協がマニュアルを作成する。

(2) 相談体制の整備

市民後見人としての活動に関して疑問が生じた場合、速やかに相談できる体制を整備する。

① 初期相談	委託先である市社協福祉サービス利用援助センター担当職員が相談受付。 ※ 土日祝日についても、緊急連絡体制を整備する。
--------	---



② 専門相談	初期相談で解決しない場合に行う。 相談内容に応じて三士会へ依頼予定（1回2時間程度で事前予約制）。
--------	--

(3) 定期面接

市民後見人として選任された方について、定期的に面接（1回2時間程度）の機会を設ける。

〈開催案〉

就任からの期間	面接の開催	開催内容
1ヶ月目	○	受任ケースの確認、初回報告書の作成支援 ※ 場合によっては1ヶ月目に2度面接を行う。
2ヶ月目	○	後見業務遂行状況の確認、収支報告等の作成支援
3ヶ月目		
4ヶ月目	○	後見業務遂行状況の確認、収支報告等の確認
5ヶ月目		
6ヶ月目	○	後見業務遂行状況の確認、収支報告等の確認
7ヶ月目		
8ヶ月目		
9ヶ月目	○	収後見業務遂行状況の確認、収支報告等の確認
10ヶ月目		
11ヶ月目		
12ヶ月目	○	後見業務遂行状況の確認、収支報告等の確認

※ 収支報告等の確認は、広島家庭裁判所への報告を踏まえて支援を行う。

※ 就任から1年経過後は、3ヶ月毎に面接を開催する。